

横芝光町立地適正化計画策定業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的

本募集要領は、横芝光町立地適正化計画策定業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により受注候補者を特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）業務名称

横芝光町立地適正化計画策定業務委託

（２）業務場所

横芝光町内全域

（３）業務内容

「横芝光町立地適正化計画策定業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

（４）委託期間

契約締結日の翌日から令和９年３月２５日（木）

（５）見積限度額

２５，８５０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

【令和７年度】１１，９２４，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

【令和８年度】１３，９２６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（６）契約

契約は令和７年度、８年度の一括契約

（７）選考方法

公募型プロポーザル方式

3 募集要領

（１）選定方針

受注候補者の選出は、公募型プロポーザル方式によるものとし、横芝光町立地適正化計画策定業務プロポーザル参加表明書等を提出した事業者から技術提案書等の提出を求め、受注候補者を選出するプロポーザル審査委員会において総合的な評価を行い、最も優れた提案をした事業者を受注候補者に出す。

（２）参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ①令和6・7年度横芝光町工事等入札参加業者資格者名簿の「測量・コンサルタント」部門の資格業種「土木：都市計画及び地方計画」に登載されていること。
- ②千葉県内に本店又は契約委任している支店若しくは営業所を有すること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑤民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑥手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過していること、又は本業務の受注候補者決定日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑦本募集要領の募集開始の公表日から参加表明書等の提出期限までに、横芝光町暴力団排除条例(平成24年条例第2号。以下「暴力団排除条例」という。)の規定による措置、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成23年策定)の規定による指名停止措置、又は横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年策定)の規定による入札参加除外を受けていないこと。
- ⑧暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- ⑨本募集要領の募集開始の公表日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑩建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)別表の「都市計画及び地方計画部門」の認定を受けていること。
- ⑪「(3) 業務実施上の要件 ②配置予定技術者」に示された要件を満たす技術者を配置できること。

(3) 業務実施上の要件

業務の実施にあたっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- ①受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

②配置予定技術者

受注者は、管理技術者及び担当技術者を配置することとし、以下の条件を満たす者とする。

- 1)参加表明書の提出時点で、当該企業に3か月以上継続して雇用されている者。
- 2)管理技術者又は担当技術者は技術士(総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画)、又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者とする。なお、管理技術者は本プロポーザル参加表明書の提出者と正規雇用関係にあること。

(4) スケジュール

内 容	日 程
募集開始の公表日	令和 7 年 5 月 9 日(金)
質問書の受付期限	令和 7 年 5 月 15 日(木)午後 3 時まで
質問への回答	令和 7 年 5 月 21 日(水)
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 5 月 23 日(金)午後 3 時まで
【一次審査：上位 4 者程度に選定】 参加資格及び客観評価の審査	令和 7 年 5 月 27 日(火)
【一次審査結果通知】 技術提案書等の提出依頼	令和 7 年 5 月 28 日(水)
技術提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 3 時まで
技術提案書等の評価【二次審査】 プレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 6 月 24 日(火)・25 日(水)
【二次審査結果通知】 受注候補者及び次点受注候補者の決定通知、審査 結果の公表	令和 7 年 6 月 26 日(木)
契約締結（予定）	令和 7 年 7 月 4 日(金)

4 応募手続

(1) 質問及び回答

本業務に関して質問がある場合、次の通り手続きをすること。

①受付期限

令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 3 時まで

②質問方法

横芝光町役場未来づくり課まちづくり室（以下、「事務局」という）宛に電子メールにて質問書【様式 2】を提出し、その後、電話で着信の確認をすること。

メール：mirai@town.yokoshibahikari.chiba.jp

TEL：0479-85-5225

③回答方法

令和 7 年 5 月 21 日（水）までに、横芝光町ホームページ上で回答を公開する。

(2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出すること。

①提出書類

1) 参加表明書及び誓約書 【様式 1】 1 部

※両面印刷し、代表者印を押印のうえ、提出すること。

2) 事業者の業務実績等 【様式 4】 3 部

事業所等の概要及び P.9 別表 事業者の実績に係る同種業務の完了実績がある場合は記載するものとし、これらを証明する資料（契約書及び登録証の写し等）を添付すること。ただし、証明する資料については 1 部とすること。

※業務実績は、令和 7 年 3 月 31 日までに完了しているものを記載する。

3) 配置予定技術者の配置計画 【様式 5】 3 部

管理技術者及び担当技術者の配置計画について記載すること。

4) 配置予定技術者申告書 【様式 6】 各 3 部

管理技術者及び主たる担当技術者 1 名についてそれぞれ作成し、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）及び同種業務の実績を証明する資料（技術者選任通知書やテクリス登録内容確認書の写し等）を添付すること。ただし、証明する資料については 1 部とする。

※業務実績は、令和 7 年 3 月 31 日までに完了しているものを記載する。

②その他の注意事項

- 1) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。（「(3) 技術提案書等の提出」についても同様とする。）
- 2) 参加表明書についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- 3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届【様式 3】を提出すること。

③提出方法

- 1) 担当部署（事務局）まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限に必着とする。

2) 提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金） 午後 3 時まで

④参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加表明を無効とする。

- 1) 参加資格に掲げる資格のない者が提出した場合
- 2) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- 4) 虚偽の内容が記載されている場合

⑤参加資格及び客観評価による審査、技術提案書等の提出依頼

審査は、「3 募集要領（2）参加資格要件」に適合するかを審査し、参加事業者全員に対して、令和 7 年 5 月 28 日（水）に、参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールにて審査結果を通知する。また、「5 選定方法」の一次審査通過者には、技術提案書等の提出を依頼する。

（3）技術提案書等の提出

①提出書類

技術提案書等の提出依頼を受けた参加表明者は、次に掲げる書類を提出すること。

- 1) 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式 7】 1 部
- 2) 技術提案書表紙 【様式 8】 10 部
- 3) 技術提案書 【任意様式】 10 部
- 4) 参考見積書 【様式 9-1】 1 部

5) 見積の内訳書 【様式 9-2】 10 部

6) 電子データ 3) 技術提案書のデータ (CD-R 等) 1 部

② 技術提案書等の作成の注意事項

1) 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について 【様式7】

※代表者印を押印のうえ、提出すること。

2) 技術提案書表紙 【様式8】

技術提案書表紙には、社名は記載しないこと。

3) 技術提案書 【任意様式】

a) A4判縦置き・横書きで、10ページ以内(両面印刷・カラー印刷可、表紙・目次除く。A3判を使用する場合は片袖折りとし、A3判1ページにつきA4判2ページと換算する。)に記載すること。

b) 文字の大きさは、原則として10.5 ポイント以上とすること。

c) 事業者を特定することができる内容の記述は行わないこと。(プレゼンテーションにおいても同様とする。)

d) 内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

e) <特定テーマ(1)>本町における立地適正化計画の必要性と方向性について

<特定テーマ(2)>都市機能及び居住誘導区域の設定方針並びに誘導施設を誘導するための考え方や計画作成後の運用について

<特定テーマ(3)>住民や事業者への周知及び意識共有の手法について

4) 参考見積書 【様式9-1、様式9-2】

見積の内訳書には、技術提案番号及び各項目における金額を記載し、事業者を特定できる事項は記載しないこと。

③ 技術提案書評価基準

技術提案書の評価基準は、P.9別表に示すとおりとする。

④ 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、関係資料等の閲覧を可能とする。また閲覧を行う場合は、事前に申込みを行うこと。

⑤ 提出方法

担当部署(事務局)まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送による提出の場合は提出期限に必着であること。

⑥ 提出期限

令和7年6月16日(月)午後3時まで

⑦ 技術提案書等の無効

技術提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、審査の対象外とする。

1) 提出方法及び提出期限に適合しない場合

2) 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

3) 虚偽の内容が記載されている場合

4) 見積書の金額が見積限度額を超えている場合

⑧ その他留意事項

- 1) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- 2) 技術提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。
- 3) 技術提案書等の返却は行わない。
- 4) 提出された資料が横芝光町情報公開条例(平成 18 年横芝光町条例第 8 号)に基づく開示請求の対象となった場合は、事業者の意向を確認したうえで、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。

5 選定方法

選定にあたっては、プレゼンテーションによる二次審査を実施し、事業者の実務実施能力を総合的に審査し、最も優れた企画提案があった事業者を受注候補者に決定する。

ただし、参加事業者が多数の場合は、参加資格及び客観評価による一次審査を行い上位 4 者程度を選定する。なお、一次審査の点数が同数の場合には、「事業者の経験（実績）」が高い方を、「事業者の経験（実績）」が同点数の場合には、「配置予定技術者の経験及び能力（実績）」が高い方を一次審査の通過者とする。一次審査通過者は二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加できるものとする。

（１）一次審査（参加資格及び客観評価による審査）

①日時

令和 7 年 5 月 27 日（火）

②結果

一次審査の結果については、令和 7 年 5 月 28 日（水）に、参加事業者全員に電子メールで通知する。なお、選定の評価については、公開しないものとする。また結果に対する異議は受け付けない。

（２）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング：上位 4 者程度）

①日時、場所

令和 7 年 6 月 24 日（火）・25 日（水） 横芝光町役場内会議室

②提案内容の説明

説明は実際に事業を担当する者が行い、提出した技術提案書等に基づき説明すること。

③プレゼンテーション（ヒアリング） 時間

- 1) 事業者からの説明時間 20 分程度※
- 2) 横芝光町からの質問時間 20 分程度

※PC セッティング等の準備時間は別途設ける。

④その他

審査は、「(3) 技術提案書等の提出 ③技術提案書評価基準(P.9別表)」に基づき、審査委員会において、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)により行うものとし、プレゼン等の実施方法は以下のとおりとする。

- 1) プレゼン等への出席は、本業務を担当する管理技術者を含む4名以内とする。
- 2) プレゼンテーションの開始時間等の詳細については令和7年6月20日（金）までに参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。
- 3) プレゼン等は、事業者が提出した技術提案書等の記載内容をMicrosoft PowerPoint

等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクター※及びスクリーンは町で用意する。

※PCとの接続ケーブル含む。接続端子はHDMI(タイプA)となるため、対応していないPCを使用する場合は、当該端子へ変換するためのアダプタを持参すること。

4) プレゼンテーションの資料やスライド中には、事業者の名称等が分かるような表示をしないこと。質疑応答においても同様の表現をしないこと。

⑤ 結果

二次審査の結果については、令和7年6月26日(木)に、参加事業者全員に電子メールで通知する。なお、選定の評価については公開しないものとする。また結果に対する異議は受け付けない。

(3) 特定・非特定通知

① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、書面を参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールにより通知する。また、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由についての書面を電子メールにより通知する。

② 審査の結果、技術提案書評価基準(別表)「3. 業務理解度・実施方針に関する提案」「4. 特定テーマに対する技術提案」「5. 独自提案」「6. プレゼンテーション能力」における評価点の合計点数が、配点の6割以上でなければ受注候補者として特定しない。

6 契約等

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領第12条の規定による。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別添1仕様書(案)及び別添2設計書(案)に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書及び設計書の内容を確定するが、提案内容が全て設計金額に反映されるものではない。

③ 契約書

別添3 業務委託契約書(案)を使用する。

④ その他

受注候補者として特定された者は「配置予定技術者申告書【様式6】」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、病休や退職等により変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、発注者と協議のうえ、同等以上の資格等を満たす技術者を配置するものとする。

7 瑕疵がある場合

技術提案書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。またその瑕疵が重大又は悪質であり 公正性及び公平性を著しく

損なうと認められる場合は、既に決定した受注候補者の件を取り消すことがある。

8 担当部署（事務局）

横芝光町未来づくり課まちづくり室 （担当：岩下、原田）

連絡先

〒289-1793 横芝光町宮川 11902 番地

TEL 0479-85-5225

FAX 0479-84-2713

9 別表

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
【客観評価】 1.事業者の経験 (20点)	(1) 事業者の実績	令和2年度以降（過去5年間）に地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務の完了実績 (※同種業務の実績がない場合は0とする)	10
		令和2年度以降（過去5年間）に地方公共団体発注の千葉県内における立地適正化計画策定業務の完了実績 (※県内での完了実績がない場合は0とする)	10
【客観評価】 2.配置予定技術者の経験及び能力 (20点)	(1) 管理技術者	【資格】技術士(総合技術監理部門又は建設部門 都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画) ※技術士の資格保持者は加点 【実績】令和2年度以降（過去5年間）に地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務の完了実績 (※同種業務の実績がない場合は0とする)	10
	(2) 担当技術者	【資格】技術士(総合技術監理部門又は建設部門 都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画) ※技術士の資格保持者は加点 【実績】令和2年度以降（過去5年間）に地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務の完了実績 (※同種業務の実績がない場合は0とする)	10
【技術提案評価】 3.業務理解度・実施方針に関する提案 (40点)	(1) 業務理解度	本町の現況への深い理解があり、本業務の目的・条件・内容の理解度が高いか。	10
	(2) 実施方針に関する提案	仕様書に定める業務内容を執行するための実施方針が、明確に示されているか。	15
		実施フロー及び工程表が適正に作成されているか。	15
【技術提案評価】 4.特定テーマに対する技術提案 (60点)	(1) 本町における立地適正化計画の必要性と方向性について		20
	(2) 都市機能及び居住誘導区域の設定方針並びに誘導施設を誘導するための考え方や計画作成後の運用について		20
	(3) 住民や事業者への周知及び意識共有の手法について		20
【技術提案評価】 5.独自提案 (20点)	仕様書項目以外の独自提案があるか。		20
【技術提案評価】 6.プレゼンテーション能力 (30点)	(1) 提案資料は分かりやすく、説得力があるか。		10
	(2) 説明が分かりやすく説得力があり、質疑に対する的確な対応ができるか。		10
	(3) 業務に取り組む積極性が感じられるか。		10
【価格評価】 7.参考見積 (20点)	業務コストの妥当性 ※仕様書（案）に対する見積金額について評価		20
合 計			210

注1 上記は審査委員会委員1人当たりの配点である。

注2 「1.事業者の経験」「2.配置予定技術者の経験及び能力」「7.参考見積」については、提出書類から客観的に行った採点を、審査委員会委員共通の採点とする。

注3 「3.業務理解度・実施方針に関する提案」「4.特定テーマに対する技術提案」「5.独自提案」「6.プレゼンテーション能力」における合計点数が630点(6割＝90点×7人)以上でなければ受注候補者として特定しない。